第八款　国際戦略局

（国際広報官）

第三十六条　国際政策課に、国際広報官一人を置く。

2　国際広報官は、命を受けて、国際政策課の所掌事務に関する海外に対する広報に関する事務の総括を行う。

（研究推進室並びに企画官、国際共同研究企画官、技術企画調整官及びイノベーション推進官）

第三十七条　［略］

2　研究推進室は、技術政策課の所掌事務のうち、情報の電磁的流通（符号、音響、影像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信をいう。以下同じ。）及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関する事務をつかさどる。

［3～7　略］

第四十条　削除

（国際戦略企画官）

第四十三条　国際戦略局に、国際戦略企画官一人を置く。

2　国際戦略企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち電気通信業及び放送業（有線放送業を含む。以下この項において同じ。）の発達、改善及び調整に関すること（電気通信業及び放送業の国際競争力の強化に関するものに限る。）に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

［削る］

第八款　情報通信国際戦略局

（管理室及び情報通信経済室並びに調査官）

第三十六条　情報通信政策課に、管理室及び情報通信経済室並びに調査官一人を置く。

2　管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　情報通信国際戦略局に属する人事、文書その他の事務の管理、調整及び審査に関すること。

二　情報通信審議会の庶務に関すること。

三　情報通信政策研究所の組織及び運営一般に関すること。

3　管理室に、室長を置く。

4　情報通信経済室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　情報の電磁的流通（符号、音響、影像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信をいう。以下同じ。）の規律及び振興に関する経済に関する総合的な研究及び調査を行うこと。

二　情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な情報の収集、分析及び提供に関すること。

三　情報通信国際戦略局、情報流通行政局及び総合通信基盤局の所掌事務に関する統計に関すること。

5　情報通信経済室に、室長を置く。

6　調査官は、命を受けて、情報通信政策課の所掌事務に関する重要事項についての調査、企画及び立案を行う。

（研究推進室並びに企画官、国際共同研究企画官、技術企画調整官及びイノベーション推進官）

第三十七条　［同上］

2　研究推進室は、技術政策課の所掌事務のうち、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関する事務をつかさどる。

［3～7　同上］

（国際広報官）

第四十条　国際政策課に、国際広報官一人を置く。

2　国際広報官は、命を受けて、国際政策課の所掌事務に関する海外に対する広報に関する事務の総括を行う。

（国際戦略企画官及び融合戦略企画官）

第四十三条　情報通信国際戦略局に、国際戦略企画官及び融合戦略企画官それぞれ一人を置く。

2　国際戦略企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち次に掲げるものに関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

一　情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な政策（通信と放送に関する総合的な法体系に関するものを除く。）の企画及び立案並びに推進に関すること。